

令和7年度 吉富町議場システム更新業務 仕様書

1 業務名

令和7年度 吉富町議場システム更新業務

2 業務目的

本業務は、吉富町議会における円滑な議事運営と町民への情報発信の充実を実現するため、議場等の音響・映像システム等の機器を更新するとともに、聴覚的バリアフリーを行うために、音声認識表示システムを導入するものである。また、更新・導入した機器を使用し、議会活動の活性化とより開かれた議会の実現を図るという目的のために、インターネット配信サービスも合わせて導入と運用を開始する。

3 設置場所

〒871-8585 福岡県築上郡吉富町大字広津 226 番地 1

吉富町役場 2階 議場・委員会室／1階 町民ホール

4 履行期限

本業務の期間は、本契約締結日の翌日から令和8年3月31日までとする。

ただし、本町職員に操作研修等を実施したうえで、令和8年3月定例会の開会日から更新後の機器を使用できるように業務スケジュールを計画すること。

【参考：令和7年3月定例会の開会日 令和7年2月27日】

5 業務に要する費用

提案上限額 36,586,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(1) 上記金額は、契約時の予定価格を示すものではない。

(2) 上記提案上限額を超えてはならない。

(3) 初期導入費用として次のランニングコストを含めること。

ア 音声認識表示システムに係る令和9年度までのライセンス料等

イ 音声映像のインターネット配信に係る令和9年度までの使用料等

ウ 保守業務に係る無償保証期間終了後から令和9年度までの保守費用

(4) すべての費用について、議場システム更新・検収後に一括して支払うものとする。

(5) 上記(3)については、令和10年度以降の1年あたりの費用を参考見積書にて提示すること。ただし、参考見積額は、本プロポーザルの提案上限額の対象ではない。

6 本企画提案仕様書について

本企画提案仕様書は、本業務に係るプロポーザルの内容について必要最低限の機能要件等を示すものであり、本企画提案仕様書に記載のない事項であっても、本業務の遂行のために必要となる事項、あるいは本町にとって有益となる事項については、提案上限額の範囲内において積極的な提案を求めるものである。

また、実際の業務実施に際しての仕様の詳細については、本業務の受託候補者として特

定された者が、受託者として決定された後、本町と協議のうえ確定するものとする

7 整備項目

事業の目的を達成するために必要となる議場システム及び傍聴用設備、庁内映像配信設備等（以下「議場システム」という。）の整備項目は、次のとおりとする。

- (1) 音 響 設 備：マイク、スピーカーなど
- (2) 映 像 設 備：カメラ、議場内モニターなど
- (3) 運用(操作)システム：マイク・カメラ操作等を行うソフトウェア、タッチパネルなど
- (4) 傍 聴 用 設 備：傍聴者用モニター、マイク音声等をリアルタイムで字幕表示するシステムなど
- (5) 音声映像配信設備：庁舎 1 F 町民ホールモニターへの配信接続、2 F 委員会室へのモニター設置及び配信接続、リアルタイムでインターネット配信するためのシステムなど
- (6) そ の 他 の 設 備 等：その他、事業の目的を達成するために必要となる設備、システムなど

※ 上記各々の整備項目については、ソフトウェア及び機材等の調達に加え、運用のために必要となる設置作業、調整作業等の付帯業務一式を含む。

※ 別紙 1 「主要機器構成リスト」及び別紙 2 「構成イメージ」を参照のこと。

8 システム仕様

(1) 基本要件

- ア 議場システムの更新及び音声認識表示システムを新規に導入する。
- イ 庁舎 2 F 委員会室や 1 F 町民ホールで議場の映像や字幕の映像が視聴できるように構築する。
- ウ 議会インターネット映像配信サービスの構築と運用を行う。
- エ 更新する機器は、新品・未使用であること。また、メーカーサポート期間内は国内に在庫が確保されており、日常的なメンテナンスが容易、かつ、故障対応などが迅速に実施できる製品であること。
- オ 本会議場の改修は必要最小限に努めること。
- カ 電源やケーブル等の配線については、極力目立たないように考慮すること。
- キ システム構築上必要な配線や敷設方法などは、発注者と協議のうえ実施すること。
- ク 制御システムの操作については、専門的知識のない職員でも簡単に操作ができる機器及びシステム構成であること。また、議場内 1 名でのオペレーションが可能な構成とすること。
- ケ 機器等は、省電力、省スペース及び容易にメンテナンスができること。
- コ 機器の収納は、操作性を最大限に考慮し、必要な箇所に機器収容部を設け機器を収容すること。
- サ 新たな機器及びシステムの導入により不要となる既存機器等の撤去・処分を適正に行うこと。また、撤去に伴う撤去跡や損傷等はできる限り修復すること。
- シ 本仕様書によるシステム更新に係る実装費用を算出すること。(機器接続等に要す

るケーブル、コネクタ、資材等、配線作業、既存機器の再設定、撤去を含む。)

(2) 構築概要

ア 議場システム

制御システムはマイク・カメラ・テロップが連動するシステムとし、1名で操作できること。

(ア) マイク設備

- ① 有線方式フルデジタル会議マイクシステムであること。
- ② 機器は、メンテナンス性を考慮して、国内に販売拠点をもち、修繕が可能であるメーカー製であること。
- ③ 発言可能時はマイク口元のランプが視認性の高い色に点灯すること。
- ④ マイクは着脱可能で、フレキシブルに曲がる構造であること。また、風防を有していること。
- ⑤ マイク部分の長さは、ロングタイプ（480mm 以上）とすること。
- ⑥ マイク操作は一元管理できること。また、個別マイク設備で操作ができること。
- ⑦ マイクユニットにスピーカーを有すること。
- ⑧ マイクユニットにはオートゲイン機能を有し、マイク音量を自動調整ができること。また個別音量調整も可能なこと。
- ⑨ 議長のマイクユニットには発言解除機能を有すること。
- ⑩ マイクユニットには発言ボタン（発言申請ボタン）を有し、後述の⑥制御システムからの制御でマイクの ON/OFF が可能なこと。
- ⑪ マイクユニットには電子採決用のボタンを有していること、もしくは電子採決ユニットを別に設置すること。
- ⑫ マイクコントロールユニットには、デジタルハウリングプロセッサ、ディエッサ、ローカットフィルター、パラメトリックイコライザーの機能を有すること。
- ⑬ マイクコントロールユニットには外部入力7系統、出力5系統以上有し、内部でマトリクスを構成できること。
- ⑭ マイクコントロールユニット本体で、USBとSDによる同時録音もしくはリレー録音が可能であること。
- ⑮ マイクの音量・制御を点検するための自動点検機能を有すること。
- ⑯ 既設のマイク穴を使用しない場合は、プレート等で穴を隠すこと。
- ⑰ マイク設備の音声は、オンエア映像切替設備、録音設備、録画設備へ伝送すること。
- ⑱ 会議録作成用の録音予備として、集音マイクも準備すること。
- ⑲ 局長席や証人席、予備などの必要な場合にマイクを使えるようにワイヤレスマイクとアンテナを準備すること。

(イ) 録音設備

- ① マイクコントロールユニットの録音以外にデジタルレコーダーを設置し、制御システムによる連動ができること。

- ② デジタルレコーダーには、U S BもしくはS Dのいずれかで録音が可能であること。
- ③ 設置した集音マイクの音声を直接録音できるようにすること。
- ④ 録音機器それぞれに 3 2 G Bのメモリーカードを用意すること。
- ⑤ 瞬停や停電時に録音データが消失しないよう、一定時間の電源を確保できる無停電電源装置を設置すること。

(ウ) 拡声設備

- ① 議場内にスピーカーを設置し、均一で適正な拡声ができるようすること。
- ② 上記スピーカーは、音声のノイズ、ハウリング等が起きないよう音質に十分配慮し設置すること。

(エ) カメラ設備

- ① フルHD以上の旋回型カメラを設置すること。
- ② 2 4 倍以上の光学ズームレンズを有すること。
- ③ 手動操作ができるよう専用リモコンを附属すること。
- ④ 現状照明で十分な撮影ができる解像度・画素数であること。
- ⑤ 4 台までカメラ映像を制御システムで切替えることができること。
- ⑥ ピクチャーインピクチャー機能を有し、親画面、子画面に設定し映像出力できること。
- ⑦ カメラ映像にマイク設備からの音声を重畳させ出力できること。
- ⑧ 出力される信号は、カメラ映像に議案・議員名のテロップを重ねて、録画機器で録画、及び配信機器への出力ができること。
- ⑨ インターネット配信を提供可能な出力を準備すること（テロップ付きの映像出力をオーディオエンベデットされた HD-SDI の端子は BNC で準備すること。）。

(オ) 録画設備

- ① 業務用のハードディスク&ブルーレイレコーダーを 1 台設置し、外部制御できること。また、テロップ付きのオンエア映像（HD-SDI）を録画できること。
- ② 録画映像を確認、操作できるモニターを設置すること。
- ③ 瞬停や停電時に録画データが消失しないよう、一定時間の電源を確保できる無停電電源装置を設置すること。

(カ) マイク及びカメラ・テロップ等の制御システム

- ① 制御システムは、メンテナンス性を考慮して、国内に販売拠点をもち、実績のあるメーカー製であること。
- ② ソフトウェアはパソコンにインストールして導入すること。また、インターネット等の外部接続はしないこと。
- ③ パソコンの OS は Windows11 Pro とすること。
- ④ 操作は液晶タッチパネル方式とし、マウス・キーボードでも操作ができること。
- ⑤ カメラ 3 台の映像と送出映像を同時にタッチパネル上に表示できること。
- ⑥ 座席レイアウトを表示したボタンを操作することで、マイク・カメラ・テロップが連動すること。

- ⑦ 座席レイアウトは複数パターン設定ができ、簡単に切り替えができること。
- ⑧ 座席の氏名登録や簡易な変更は、事務局職員が簡単な操作で追加・修正、削除ができること。
- ⑨ 同時発言者数は議長・演壇を含めて最大 10 本まで設定ができること。
- ⑩ カメラのパン・チルト・ズームの操作、プリセットの呼び出し（8 つ以上）ができること。
- ⑪ 開会操作と同時に、録音・録画を開始し、終了操作と同時に録音・録画を停止すること。
- ⑫ 録音、録画機器の残量が少なくなった場合は、アラートすること。
- ⑬ テロップ機能は、議員氏名及び執行部役職・職員氏名をあらかじめ登録しておき、マイクとカメラの連動したボタン操作から映像表示ができること。
- ⑭ 議員氏名及び執行部役職・職員氏名以外に、議案のテロップ表示ができること。
- ⑮ テロップ内容は、事務局職員が随時、簡単な操作で登録・変更・追加ができること。なお、文字は、J I S 第 2 水準及び外字に対応すること。
- ⑯ 議員及び執行部の人的データ、議場内表示用の議案データ、メッセージデータはテキスト形式又は C S V 形式で、インポート・エクスポートできること。
- ⑰ 制御システムに障害が生じた場合でも、コントロールユニットを再起動することでマイクの使用及び音声録音が再開でき、議会運営に支障をきたさないこと。
- ⑱ 制御操作画面、及び議場内表示設備へ表示される議案、発言残時間、現在時刻の配色は、ユニバーサルデザインに配慮した見分けやすい色の組合せとすること。
- ⑲ 場内表示は事前登録した議事進行に沿った内容を簡単に表示する機能を有すること。
- ⑳ 採決は、無記名投票、記名投票機能に対応すること。
- ㉑ 採決結果は、議案ごとに賛成・反対の集計結果を記録し、データ出力できること。
- ㉒ 開会前、休憩中、閉会後は、議会中継以外の映像を送出できること。
- ㉓ マイク点検機能、システム点検機能を有し、ログを出力できること。
- ㉔ 操作席には、タッチパネルとは別にオンエア映像を確認できるモニターを設置すること。
- ㉕ 瞬停や停電を考慮し、一定時間の電源を確保できるように無停電電源装置を設置すること。

(キ) 音声認識表示システム

- ① パソコンの OS は Windows11 Pro であること。
- ② 音声認識時にインターネット接続が不要なエンジンであること。
- ③ 音声認識された文字情報がリアルタイムで表示されること。
- ④ 文字のみの表示と、映像と合成した表示の 2 パターンの同時出力機能を有すること。

- ⑤ 配色は、ユニバーサルデザインに配慮した見分けやすい色の組合せとすること。
- ⑥ 設定メニューによって、各表示画面の色パターンの選択が複数可能なこと。
- ⑦ インポート、エクスポート機能を有する辞書登録機能が搭載されていること。
- ⑧ 表示させたくない単語を登録する機能が搭載されていること。
- ⑨ 認識結果をテキストデータとして保存、エクスポートが可能であること。

(ク) 議場表示設備等

- ① 議場内に発言残時間や電子採決結果を表示するためのフルHD以上の解像度を有するモニター（50 型以上）を壁掛け設置すること。なお、壁面の強度に配慮し設置すること。
- ② 傍聴席に議会映像や字幕映像を表示するためのフルHD以上の解像度を有するモニター（50 型以上）をアーム調整が可能なタイプで壁掛け設置すること。なお、壁面の強度に配慮し設置すること。

イ その他構築

(ア) 庁舎 1 F 町民ホール

議場システムからの議会映像や字幕映像を既設のモニターで視聴できるよう準備すること。

(イ) 庁舎 2 F 委員会室

議場システムからの議会映像や字幕映像を表示するためのフルHD以上の解像度を有するモニター（50 型以上）をスタンドで設置し、当該モニターで視聴できるよう準備すること。

(ウ) 議会インターネット映像配信

議場の映像をインターネットでライブ配信できるように準備すること。受注者は発注者の指示を受け、議会定例会及び臨時会の審議状況をインターネット経由でライブ配信を行う。これに係る機器の設置、映像配信及び運用管理業務を行うものである。

① 運用形態について

- a 議会映像配信運用に当たって必要な機器、機材及びソフトウェア等については、受注者が調達し、受注者が管理運用を行うこと。
- b 一般視聴者がライブ配信の視聴が簡単にできる議会映像配信専用のサイトを提供すること。
- c 映像配信業務で提供される議会映像配信サイト、ライブ配信映像一般に広く使用されている Windows、macOS、iOS、Android 等の端末で利用、視聴ができること。ただし、各 OS の全てのバージョンでの動作保証を求めるものではない。
- d 発注者は視聴者がライブ配信を視聴した件数の集計レポートを、専用のサイトから閲覧できること。
- e 受注者は議会映像配信サイトのデザイン、画像、色合いに関して、発注者の意向を反映して作成すること。
- f 広告の表示やアカウントまたはチャンネル削除の可能性があるような動画

共有プラットフォームを用いる配信は使用しないこと。

g ライブ映像の配信方式はストリーミングとすること。

② ライブ配信に関わる要件

a 既設映像、音響設備からの映像、音声をソースとして、インターネットへライブ配信すること。

b ライブ配信のビットレートは 500Kbps 程度とすること。

c ライブ配信を視聴するページには当日の質問者名、質問項目等が表示されること。

d 発注者側に設置するエンコーダは受注者の管理する VPN 網のネットワーク内に配置すること。その際、セキュリティを考慮し、インターネット VPN は使用しないこと。また、発注者のネットワークには接続しないこと。

e エンコードにソフトウェアを使用する場合、使用するエンコードソフトウェアはメーカーの開発が継続されており、最新の OS での稼働がメーカーより提示されていること、またメーカーからの製品サポート期間内であること。

③ 議会映像配信サイトに関わる要件

a ライブ配信の検索、視聴をパソコンに不慣れな方でも分かりやすく操作できる専用の議会映像配信サイトを提供すること。

b パソコン、スマートフォン等のそれぞれに適した構成のページを自動的に選択して表示させること。

c 議会映像配信サイトはユニバーサルデザインを十分考慮してウェブアクセシビリティが確保された画面デザインであること。

d 議会映像配信サイトは音声ブラウザの利便性も考慮してページの構成にフレーム機能およびプルダウンメニューは使用しないこと。

e 議会映像配信サイトは W3C の構文チェックをパスすること。機能上、どうしても回避できないことが認識されている場合には事前に発注者に申告し承認を受けること。

f 議会映像配信サイトは全ての閲覧ページの暗号化及び電子証明書による認証（常時 SSL 化）に対応すること。

④ アクセス報告に関わる要件

a 受注者は視聴者からのアクセス管理を行い、視聴アクセスを集計表示できる発注者専用サイトを提供すること。任意の年、月および集計種別を選択することで 24 時間以前の視聴アクセスを集計表示すること。

b 発注者専用サイトは ID、パスワードの認証を必要とすること。

c 発注者専用サイトは全ての閲覧ページの暗号化及び電子証明書による認証（常時 SSL 化）に対応すること。

d ライブ配信のアクセス集計表は各時間帯別、主な OS 別のアクセス数を月間の日毎に集計すること。

e サイトに表示された集計表は同じ構成で CSV ファイルとしてダウンロードでき、EXCEL などの表計算ソフトに読み込むことができること。

f 集計表はブラウザの標準印刷機能で印刷が可能であること。

⑤ 運用に関する要件

- a 受注者は議会の運営および映像配信業務に精通している要員で構成されたサポート窓口を設けていること。このサポート窓口は常設されており、定例会時期以外でも受け付け可能であること。
- b 毎回、事前に受注者による議会映像配信に関する一連の動作確認を行うこと、日程および確認方法については事前に発注者の承諾を得ること。
- c 会期中、会議当日の朝には必ず、発注者側エンコーダとの通信確認を行うこと。
- d 受注者は発注者側に設置するエンコーダの状態確認、保守・メンテナンスを遠隔から操作可能であること。
- e 設備メンテナンスなどでサービスの停止を行う場合にはあらかじめ発注者に連絡の上行なうこと。
- f 受注者は議会映像配信サイトの細部のデザインや色の変更等に関して、契約期間中は発注者の意向を受け、可能な範囲で対応すること。
- g 設備及び運用においてセキュリティには万全の配慮を行うこと。
- h 視聴者から議会映像配信について問い合わせ等があった場合、受注者は発注者の回答等の支援を行うこと。

⑥ その他の要件

- a ライブ配信のネットワークおよび配信設備は同時 300 ユーザ程度の視聴を可能とすること。
- b 映像配信拠点は地理的冗長性を考慮し、異なる地域に設置すること。
- c 発注者側に設置するエンコーダ等で操作が必要になる場合には現地にて操作説明会を実施すること。また、運用手順や操作マニュアルを作成し、印刷物を提示すること。
- d 仕様書に定めのない事項については発注者、受注者間で別途協議する。

(3) 保守・修理メンテナンス

- ア 本業務調達後も保守・修理・メンテナンス対応が可能であること。
- イ 引き渡しの日から起算して1年以内に生じた調整不良及び故障で、受注者の責任と見なされるものについては、受注者は直ちに無償修理、または代替品を設置すること。
- ウ 障害などが発生し、現地対応が必要な場合には概ね2時間以内で駆けつけ、早急に復旧できるよう一時訪問対応できる体制をとること。この場合、再発防止策を講じるとともに、障害の原因及び対処内容を記載した報告書を提出すること。

(4) 操作研修及び運用

- ア 更新完了後、操作マニュアルを作成し提出すること。
- イ 運用開始前に、事務局職員に操作の説明をすること。
- ウ システム導入後、初回の議会定例会においては、全日程をとおしてシステム操作に精通した者が立ち会うこと。

(5) 仕様書の疑義等

本仕様書の内容について、不明確な点や不足している事項等の疑義が生じた場合に

は、担当者と協議のうえ明確化するものとし、受注者の一方的な解釈によってはならない。

9 完成図書等

本業務の受託者は、業務完了時に、完成図書を1部提出すること。また、指定したファイル様式で作成した電子媒体に記録したものも納入すること。

完成図書の概要は次のとおりとする。なお、各項目の編成順序は問わない。

- (1) 操作運用等マニュアル
- (2) 運用支援・障害対応の担当者、連絡先等を記載した体制図
- (3) 構築したシステムの説明書
- (4) 導入品仕様一覧（機器のカタログ等含む）
- (5) システム構成図、ラックマウント図
- (6) システム構築後の稼働試験結果報告
- (7) 施工前後の写真
- (8) 配線等がわかる図面
- (9) 産業廃棄物処理に関する報告
- (10) その他受託者が必要と判断したもの又は本町より指示のあったもの

10 その他

この仕様書に記載のない事項であっても、業務の性質上当然実施しなければならないものなどは、考慮のうえ提案し実施すること。また、受注者は、次の事項に留意して本業務を履行するものとする。

- (1) 本業務に伴い知り得た秘密について、他に洩らさないこと。
- (2) 本業務の履行に際しては、安全確保、災害・公害防止、盗難防止等業務の管理に万全を期すとともに、データの漏洩、滅失等の予防に十分留意し、業務の信頼性、安全性の確保に努めること。
- (3) 引渡しを要さない発生材等は、関係法令に従い受注者の責任において処分すること。
- (4) 本業務の履行に伴い発生する成果物は、すべて発注者の側に帰属するものとする。
- (5) 本業務における工事は、議会開催に支障がないよう調整すること。
- (6) 本仕様書に記載のない事項については、発注者の指示に従うこと。

【別紙１】主要機器構成リスト

本リストは、機器構成の標準仕様を示すものであり、その他、記載のない機器であっても本仕様書にある目的を達成するために必要な機器等がある場合は納入すること。

なお、「議会インターネット映像配信」については、８－（２）－イー（ウ）で示す仕様のとおりとする。

１ 議場システム

（１）マイク設備

機器	数量	備考
会議マイクユニット	29 台	机上設置（議長席 1 台、局長席 1 台、演壇（常設ではない） 1 台、議員席 10 台、執行部席 16 台）
上記用ロングマイク	29 本	
マイクコントロールユニット	1 台	無線アダプターを搭載、WEB アプリ内蔵
デジタルワイヤレスマイク	2 本	スタンド、充電器含む
集音マイク	1 本	壁面取付

（２）録音設備

機器	数量	備考
メモリーオーディレコーダー	2 台	

（３）拡声設備

機器	数量	備考
デジタルパワーアンプ	1 台	
ラインアレースピーカー	4 台	壁面取付

（４）カメラ設備

機器	数量	備考
インテグレートッドカメラ	3 台	壁面取付
リモートカメラコントローラー	1 台	

（５）録画設備

機器	数量	備考
業務用 BD/HDD レコーダー	1 台	確認用に小型モニターを含む

（６）マイク及びカメラ・テロップ等の制御システム

機器	数量	備考
制御用パソコン	1 台	OS : Windows11 Pro
マルチタッチ液晶モニター	1 台	
液晶モニター	1 台	
制御ソフトウェア	1 式	必要ライセンスを含む
タイトルジェネレーター	1 台	
ビデオスイッチャー	1 台	
マルチスイッチャー	1 台	
主電源ユニット	1 台	
ラック	必要数	パネル、金具などを含む

(7) 音声認識表示システム

機器	数量	備考
制御用ノートパソコン	1 台	
音声認識表示ソフト	1 式	必要ライセンスを含む
USB オーディオインターフェイス	1 台	

(8) 議場表示設備

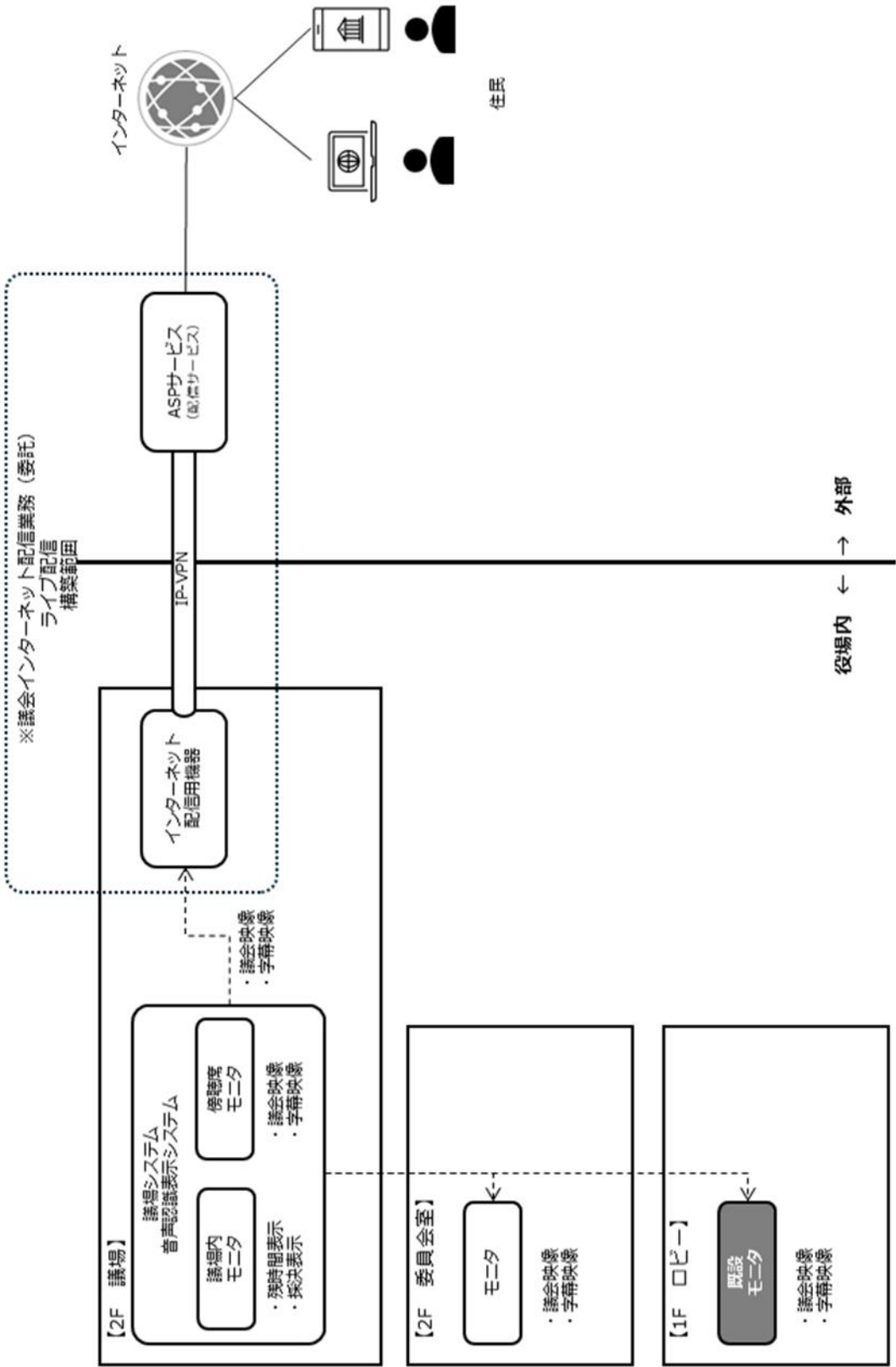
機器	数量	備考
液晶ディスプレイ (50 型以上)	1 台	議場内壁掛け設置
液晶ディスプレイ (50 型以上)	1 台	傍聴席壁掛け設置※アーム調整あり

2 その他構築

(1) 2F 委員会室

機器	数量	備考
液晶ディスプレイ (50 型以上)	1 台	スタンド設置

【別紙2】構成イメージ（参考）



※詳細は仕様書を確認すること